



週間情報



No.2708

発行日 平成27年2月24日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画部企画課 電話 03(3234)1321

両会の動き

◆ 平成26年度消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文会長賞入選作品の決定

一般財団法人全国消防協会

標記について、「平成26年度消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文に係る会長賞入選作品の決定について（通知）」（平成27年2月20日付け全消協第324号）を発出しました。

本年度は、全国の消防職員から133作品（機器の部107作品・論文の部26作品）の応募があり、地区支部選考委員会及び協会選考委員会による選考が重ねられ、このほど会長賞入選作品が決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 会長賞入選作品

一般財団法人全国消防協会ホームページ（<http://www.ffaj-shobo.or.jp/>）をご参照ください。

2 会長賞の表彰・最優秀賞受賞者による発表

(1) 開催日 平成27年5月23日（土）

(2) 場 所 第67回全国消防長会総会会場

「ホテルコンコルド浜松」（静岡県浜松市中区元城町 109-18）

【問い合わせ先】

一般財団法人全国消防協会

企画部企画課 宮野、山田

電 話：03-3234-1321

E-mail：kikaku-3@fcaj.gr.jp

◆ QUOカードの取扱について

一般財団法人全国消防協会

一般財団法人全国消防協会は、全国の消防関係者を対象にQUOカードを特別価格で取り扱っております。

退職記念や栄えある叙勲、褒章の記念等にQUOカードの制作を承ります。

是非、この機会にQUOカードをご検討下さい。

なお、申込方法等につきましては、一般財団法人全国消防協会ホームページ(<http://www.ffa-j-shobo.or.jp/index.html>)に掲載しています。



【ホームページ画面】



【オリジナルカードイメージ】

QUOカードの申し込みは、
こちらから

消防本部の動き

行事

◆ 平成27年一宮市消防出初式を開催

一宮市消防本部（愛知）

一宮市消防本部では、平成27年1月10日（土）、当市九品地公園競技場において、「平成27年一宮市消防出初式」を開催しました。

平成3年に市制70周年を記念して、豊かな市民生活を実現し災害のないまちづくりを目指す目的で結成された平成予防太鼓の演奏や、江戸時代から続いている伝統の技に加え一宮消防オリジナルの演技を組み入れた階梯演技を実施しました。

また、初の試みとして消防音楽隊による「バックドラフト」の演奏に合わせて、6本の筒先によるストレート注水や噴霧注水などの様々な放水を組み合わせた放水演技を実施したところ、参観者から歓声が沸き大好評でした。

今後も式典を通して、市民に親しみを感じてもらい、信頼される消防を目指します。



【平成予防太鼓演奏の様子】

◆ 消防出初め式を実施

太田市消防本部では、平成27年1月11日（日）、消防出初め式を実施しました。

これに合わせて、今年度更新されたミニ消防車の体験乗車を実施し、子ども連れの家族を中心にミニ消防車の乗車を楽しみながら防災についての普及啓発活動を行いました。

幼少期から「消防」と触れ合うことが防災への関心の高揚につながると考え、今後もミニ消防車を有効活用していきます。

太田市消防本部（群馬）



【ミニ消防車の体験乗車の様子】

◆ チビッ子防災豆まきを実施

岩見沢地区消防事務組合消防本部では、平成27年1月29日（木）、岩見沢市内にある「デイサービスセンターあすも」において、みなみ保育園幼年消防クラブによるチビッ子防災豆まきを実施しました。

岩見沢市は豪雪による死亡事故が度々発生しています。この行事では、災害オニとして火災オニ（赤オニ）だけではなく大雪オニ（青オニ）も登場し、園児達に火災や大雪に関するクイズを出すと、園児達は大きな声で正解を連発しました。

元気がなくなったオニに、とどめとばかりに豆を投げ付けると、オニは慌てて退散していき、無事に無災害を願うオニ退治となりました。

岩見沢地区消防事務組合消防本部（北海道）



【チビッ子防災豆まきの様子】

◆ 新春防火標語・書道展を実施

八女消防本部（福岡）

八女消防本部では、平成27年1月中旬から、管内の7つの少年消防クラブが各地域で一斉に新春防火標語・書道展を実施しました。

この行事は、家庭内や学校等で防火防災について理解を深めてもらい、地域住民へのPRを目的として毎年行っています。

いずれの作品も、クラブ員の防火防災の願いがこもった作品です。展示後には、来訪者から「よく書けている。」などと聞こえる場面もありました。

今後もこのような取り組みを通して、地域住民の防火防災意識の高揚を図っていきます。



【新春防火標語・書道展の様子】

◆ 土砂災害対応訓練を実施

横浜市消防局では、平成27年1月20日（火）、21日（水）の2日間、ドラマの撮影などを行っている緑山スタジオ敷地内において、川崎市消防局、相模原市消防局、小田原市消防本部と合同で土砂災害対応訓練を実施しました。

土砂災害における救助活動現場では、困難かつ危険が伴うことから、効果的な搜索技術の習得と併せ、二次災害の危険要因も検証しました。訓練は、広域な土砂災害を想定し、重機を用いた活動のほか、溝内における二次災害防止のための土留めの設定など、安全確保の要素も盛り込みました。

大規模な土砂災害現場では、重機等の特殊車両や高度救助資機材による活動が必要なことから、相互応援を見据え、県内の消防本部（局）との連携強化を図ることができました。

横浜市消防局（神奈川）



【土砂災害対応訓練を実施】

◆ 文化財防火デーに伴う消防訓練を実施

枚方寝屋川消防組合枚方消防署では、平成27年1月22日（木）、枚方市にある意賀美神社^{おかみ}において、文化財防火デーに伴う消防訓練を実施しました。

市民の文化財保護意識と防火意識の高揚を図ることを目的に、文化財を火災や震災その他の災害から守るための文化財防火運動を管内の文化財施設で毎年実施しており、今回は神社関係者、枚方消防署、枚方市消防団から総勢約40名が参加しました。

訓練では、神社本殿より出火したとの想定のもと、神社関係者による初期消火及び通報をはじめ、消防職員による人命検索、文化財に指定されている算額の搬出、消防団との連携による消火活動がスムーズに展開され、有事の際の対応力の向上を図るとともに、文化財保護の重要性を再認識することができました。

枚方寝屋川消防組合消防本部（大阪）



【文化財防火デーに伴う消防訓練を実施】

◆ 文化財防火デーに伴う勝尾寺消防訓練を実施

箕面市消防本部では、平成27年1月26日（月）の文化財防火デーに伴い、西国第二十三番札所にあたる応頂山勝尾寺において、文化財愛護思想の高揚及び消防団員との連携強化を図ることを目的に、勝尾寺自衛消防隊・消防団と合同で消防訓練を行いました。

この訓練では、現場である勝尾寺が山間部にあることから、小型車両のみの活動となりました。また、消防団との連携の重要性や警防活動を再確認することができ、有意義な訓練となりました。

今後も訓練を継続的に計画し、文化財愛護思想の高揚を図っていきます。

箕面市消防本部（大阪）



【文化財防火デーに伴う勝尾寺消防訓練を実施】

研 修 等

◆ 予防実務研修会を開催

北上地区消防組合消防本部では、平成27年1月27日(火)、岩手県の建築主事を講師として招き「建築基準法・防火規定について」と題して予防実務研修会を開催しました。

この研修会は職員の予防業務の向上を目的とし、大勢の職員が参加し建築基準法の基礎を学びました。質疑応答では活発な質疑等が多数出て大いに盛り上がり、日頃思っている建築基準法に関する疑問を解消することができました。

また、管内の建築専門員を講師として依頼することで顔の見える関係を構築し、今後の予防行政が円滑に進む手ごたえを感じることができました。

北上地区消防組合消防本部（岩手）



【予防実務研修会の様子】

◆ 職員教養を実施

尾三消防本部では、平成27年2月2日(月)、一技術グループ永井恒輝氏を講師に迎え、「水素ステーションとその安全対策、事故時の対応方法について」と題した、職員教養を行いました。

昨年末に水素を供給して走行する燃料電池自動車(FCEV)が一般向けに販売されることとなり、当消防本部管内にも水素ステーションの建設が予定されています。これに伴い、水素ステーションの設備や供給までの仕組み、安全対策等をご教示いただきました。

また、可燃性ガスである水素の性質や災害拡大防止措置を再確認するなど、今年中に開設予定である水素ステーションにおける災害に備えることができました。

尾三消防本部（愛知）

東邦ガス株式会社技術研究所環境・新エネルギー



【職員教養の様子】

そ の 他

◆ 大館市消防団応援の店事業を開始

大館市消防本部では、平成27年2月1日(日)から、「消防団員の満足度の向上」及び「地域の活性化」を目指し、秋田県内では初めて、東北地区では2番目となる消防団優遇制度である消防団応援の店事業を開始しました。

5店舗からのスタートですが、これからも関係団体等と連携をとりながら、協賛店を広く募り、業種と優遇内容を充実させていきます。優遇対象は基本的に「市外の消防団員も含む」としており、協賛店には大きなホテルもありますので、他市の消防団員の方でも当市にお立ちよりの際は是非ご利用をお願いします。

なお、協賛店に配布する表示証は、当市消防署員による完全オリジナルとなっており、そのデザイン性は各方面から高く評価して頂きました。

大館市消防本部（秋田）



【協賛店表示証】

◆ 「消防車のケーキ」を発売

神戸市消防局（兵庫）

神戸市消防局では、震災20年を迎えるにあたり、神戸の洋菓子メーカーと連携し、「食」を通して防災広報を行う協力企画を実施しました。

神戸の洋菓子店にて、消防車の形をした生ケーキを販売し、店頭のケーキ棚には消防局からの防災情報が書かれたPOP広告を設置するとともに、商品をご購入された方へ防災情報が記載されたカードをお渡ししました。

○商品概要

- ・商品名：ムース・ファイアトラック
- ・発売期間：平成27年1月22日（木曜）～31日（土曜）
- ・販売価格：450円（税抜）
- ・商品内容：消防車の形をした、ベリーのムースケーキ



【ケーキ棚の上に設置されるPOP広告】



【購入者にお渡しするカード】

◆ 佐久広域連合消防本部・佐久消防署開署式を実施

佐久広域連合消防本部（長野）

佐久広域連合消防本部・佐久消防署では、平成27年1月15日（木）、新築移転に伴い開署式を執り行いました。

新庁舎は、耐震性に優れた堅固な構造であり、避難施設として活用できる自家発電設備・大型受水槽を整備し、また環境に配慮した太陽光発電設備を設置しています。庁舎新築に併せて4月から本運用を開始する消防指令センターを整備しました。

新庁舎完成に伴い、一層の安全・安心な地域づくりを目指します。

○庁舎概要

所在地：長野県佐久市中込2947番地

庁舎棟：鉄筋コンクリート造 3階建 延べ面積 3,880.79 m² 建築面積 1,550.19 m²

1階 佐久消防署事務室・出勤準備室・車庫等、2階 仮眠室・研修室等

3階 消防本部事務室・消防指令センター・講堂等

車庫棟：鉄骨造 平屋建 延べ面積 212.51 m² 建築面積 262.91 m²



【新庁舎外観】



【佐久広域連合消防本部・佐久消防署開署式】

消防庁通知等

◆ 電子申請による建築確認に係る消防同意等事務の取扱について

(2月12日、消防予第53号)

予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

電子申請による建築確認手続き等については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）」その他の関係法令及び告示の定めるところにより認められているところです。

建築確認手続き等において情報通信の技術を利用することは、申請者にとって窓口まで出向く時間的、距離的制約がなくなるという利点があります。

また、消防同意等事務（消防法（昭和23年法律第186号）第7条の規定に基づく建築物の確認等に対する同意（以下「消防同意」という。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条第4項に基づく消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）への通知に係る事務のことをいう。以下同じ。）においても情報通信の技術を利用することは、建築主事、指定確認検査機関及び消防長等にとって、図書の保存スペースを減らすことができるなどの優れた点があります。

建築確認手続き等における電子申請の取扱いについての留意点は、国土交通省より都道府県建築行政主務部長、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し、平成26年5月7日付け国住指第394号「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」（別添1）（省略）のとおり、通知されています。

今般、電子申請による建築確認（指定確認検査機関が実施するものに限る。）に係る消防同意等事務について、国土交通省と調整し、下記（省略）のとおり留意点を作成しましたので、消防同意等事務の運用にあたって、適正に対応されるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2702/pdf/270212_yo53.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課予防係
担当：福井・増沢・岡

◆ 基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について（情報提供）

(2月16日、事務連絡)

予防課長より、各都道府県消防防災主管課、東京消防庁・各指定都市消防本部あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

技術上の規格に関する基準の特例（以下「特例基準」という。）を適用した消防の用に供する機械器具等については、従前は検定対象機械器具等についてのみ情報提供していたところですが、今般「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第88号）により、自主表示対象機械器具等の品目が拡大されたこと等に伴い、その対象に自主表示対象機械器具等を追加することとしました。

つきましては、平成26年1月から平成26年12月までに特例基準を適用し、消防法第21条の9又は同法第21条の16の3の規定に基づく表示が付され、販売等に供されることとなった検定対象機械器具等については7品目13型式、また、自主表示対象機械器具等につ

いては8品目26型式について、下記（省略）のとおり情報提供いたします。

また、特例基準を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等については、その旨の表示として「㊦」や「㊧」のマークを見やすい箇所に容易に消えないように表示することとしています。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2702/pdf/270216_jimuren.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課
担当：巴

◆ 検定対象機械器具等の型式適合検定の合格表示の表示の方法について (2月18日、消防予第66号)

予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

検定対象機械器具等が型式適合検定に合格したものである旨の表示（以下「合格表示」という。）については、消防法（以下「法」という。）第21条の9第1項及び消防法施行規則（以下「規則」という。）第40条の規定に基づき、規則別表第3においてその様式が規定されており、その表示の方法は、「消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（昭和54年消防予第54号。以下「54号通知」という。）の第3及び「検定対象機械器具等の個別検定合格表示の表示方法の改正について」（平成7年消防予第38号。以下「38号通知」という。）により、運用しているところです。

今般、「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第88号。以下「改正政令」という。）において住宅用防災警報器が新たに検定対象機械器具等に追加され、また、「消防法施行規則の一部を改正する省令」（平成25年総務省令第21号）により規則別表第3が改正されたことを踏まえ、法第21条の9第1項の規定に基づき合格表示を付す日本消防検定協会が消防庁と協議の上、合格表示の表示の方法について、別添（省略）のとおり取りまとめた旨の連絡がありましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項（省略）に十分ご配慮頂きますとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、周知していただきますようお願いいたします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2702/pdf/270218_yo66.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課規格係
担当：巴

◆ 消防力の整備指針に基づく消防職員の総数の算定の基となる乗換運用基準について（通知） (2月20日、消防消第26号)

消防庁長官より、都道府県知事、各指定都市市長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号。以下「整備指針」という。）に基づき消防職員の総数を算定する際に、その基礎となる複数の消防用自動車等（非常用消防用自動車等を除く。以下同じ。）について一の消防隊等が搭乗することとする運用の基準（以下「乗換運用基

準」という。)を下記(省略)のとおり定めます。各消防本部におかれては、この乗換運用基準に従い、消防職員の総数を算定するようお願いします。

なお、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してこの旨周知されるようお願いします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2702/pdf/270220_syou26.pdf)に掲載されています。

【問い合わせ先】消防・救急課警防係
担当：坂本補佐、西羅係長、中嶋事務官

◆ **消防力の整備指針に基づく消防職員の総数の算定の基となる乗換運用基準に関する質疑応答等について(2月20日、事務連絡)**

消防・救急課より、各都道府県消防防災主管課、東京消防庁・各指定都市担当課あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

標記のことについて、別紙(省略)のとおり取りまとめたので送付します。

なお、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対してもこの旨周知徹底されるようお願いします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2702/pdf/270220_jimuren.pdf)に掲載されています。

【問い合わせ先】消防・救急課警防係
担当：坂本補佐、西羅係長、中嶋事務官

◆ **新たに消防法施行令別表第一に規定される幼保連携型認定こども園の運用について(通知)(2月20日、消防予第71号)**

消防庁長官より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第一(6)項ハ(3)に「幼保連携型認定こども園」を新たに追加する改正については、「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布について」(平成26年10月28日付け事務連絡)により、その施行期日を子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行日と周知していたところですが、平成27年1月23日に公布された子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令(平成27年政令第22号)により、当該施行期日が平成27年4月1日となりましたのでお知らせします。

また、令別表第一(6)項ハ(3)に追加された「幼保連携型認定こども園」の運用に当たっては、下記事項(省略)にご留意いただきますようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2702/pdf/270220_yo71.pdf)に掲載されています。

【問い合わせ先】予防課設備係
担当：金子、近藤、北野

報道発表

◆ 感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインの公表について（２月１７日、消防庁）

大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会において、検討を行ってまいりました「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」がとりまとまりましたので下記のとおり公表いたします。

記

1. 公表日時：平成２７年２月１７日（火） １１：００より
2. 公表場所：ホームページにて公表
(<http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html>)

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/02/270217_houdou_1.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課
担当：福井課長補佐、増沢係長

◆ 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果（２月１８日、消防庁）

1 調査目的

公共施設等は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしていることから、これら施設を対象とした平成 25 年度末の耐震化進捗状況を確認するため、調査を実施しました。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/02/270218_houdou_1.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 国民保護・防災部防災課
担当：震災対策専門官 多鹿、係長 日野

◆ 平成２６年１月～９月の製品火災に関する調査結果（２月２０日、消防庁）

消防庁では、消費者の安心・安全を確保するため、火災を起こす危険な製品の流通防止を目的として、平成２６年１月～９月に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災※のうち、「製品の不具合により発生したと判断された火災」、「原因の特定に至らなかった火災」等の製品情報を調査しました。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/02/270220_houdou_1.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課
担当：福井・増沢・西尾

◆ 平成27年春季全国火災予防運動の実施（2月20日、消防庁）

平成27年3月1日（日）から3月7日（土）まで『平成27年春季全国火災予防運動』が実施されます。

1 全国統一防火標語

『もういいかい 火を消すまでは まあだだよ』

2 目的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

3 重点目標

- （1）住宅防火対策の推進
- （2）放火火災防止対策の推進
- （3）特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- （4）製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- （5）多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- （6）林野火災予防対策の推進

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/02/270220_houdou_2.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課
担当：福井課長補佐、増沢係長

情報提供

◆ 全国「山の日」フォーラムの開催について（消防庁）

平成28年より祝日化される「山の日」（8月11日）への関心を高めるとともに、山に親しむ機会を提供し、山の恩恵への気づきを促すことを目的として、東京国際フォーラムにおいて「全国『山の日』フォーラム」を開催します。

このたび、全国「山の日」フォーラム実行委員会において、同フォーラム中に開催されるシンポジウムの参加者の募集を開始しましたのでその概要をお知らせします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/info/2015/20150220-2.pdf>) に掲載されています。

※ 消防庁各課室の直通電話番号は (<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/tel.html>) に掲載されています。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcj.gr.jp